

別添 1

都市計画法に基づく公共施設の用に供する土地の帰属に係る不動産登記嘱託書様式について

(注)

- 一 嘱託書にあらかじめ印刷された不動文字のうち、不要の文字を削除するには、単に縦線で削除するのみで足り、不動産登記法第77条第3項の規定による手続きを要しない。
- 二 嘱託年月日は、「算用数字」又は、「一、二、三、」のいずれの文字によつて記載しても差し支えなく、必ずしも「壱、弐、参、拾」の文字を用いることを要しない。
- 三 添附書類の表示は、添附した書類を概括的に、たとえば、会社等の法人の代表者の資格を証する会社登記簿謄（抄）本、資格証明書、委任状等は「代理権限証書」と、所有者の住所を証する住民票抄本等は「住所証明書」と記載すれば足りる。なお、添附書類の通数を記載することを要しない。
- 四 不動産登記法施行細則第44条の8第2項の規定による登記は、嘱託者の添附書類の項の当該添附書類の表示の下部に、前件に添附したものを援用する場合は「前件添附」と、後件に添附したものを援用する場合には「後件添附」と記載する。